



※手続きの注意事項

1. 助成調査申請書  
代表者が提出してください。
2. 現地等調査  
区が現地等調査を行い、助成対象になるのかを判断し、代表者へ回答いたします。
3. 工事施工者の選定  
(1)私道排水助成設置助成工事は、私道助成工事等の登録事業者のうちから選定してください。  
※別紙「私道助成工事等登録事業者一覧表」参照  
(2)工事施工者の決定は、申請者全員で話し合って決めてください。  
※工事施工者の選定について、不安のある方は、区までご相談ください。
4. 助成金交付申請書  
(1)必要書類を作成し、区へ提出してください。  
(2)必要書類  
①私道排水設備設置助成金交付申請書 ②委任状 ③工事施工・土地使用承諾書 ④印鑑登録証明書(3ヶ月以内)  
⑤公図の写し ⑥土地所有者一覧表 ⑦登記事項証明書または登記事項要約書 ⑧案内図（住宅地図程度）  
⑨設計図（要下水道局届出印） ⑩流域系統図及び管渠流量調査書 ⑪試験掘データ  
※⑩、⑪は、必要に応じて提出する書類です。  
※この他に本人確認が必要な場合などに使用する書類などがあります。  
(3) 署名捺印が必要なもの  
①私道整備助成金交付申請書・・・申請者代表の署名捺印（**実印**）  
②委任状・・・・・・・・・・私道に隣接している方の署名捺印（認印）  
③工事施工・土地使用承諾書・・・私道を所有されている方の署名捺印（**実印**）  
※シャチハタは不可。天地確認のうえしっかりと捺印してください。  
※実印による捺印をされた方は、印鑑登録証明書（3ヶ月以内のもの）が必要となります。  
※印鑑登録証明書等の書類と署名された文字が異なる場合など、再度本人確認を行うことがあります。  
(4) 書類作成上の注意事項  
申請にあたっては、申請者代表の方は工事の内容等について関係者の皆さんにお知らせください。
8. 承諾書の提出  
申請者代表が署名捺印（実印）をし、私道排水設備設置助成金交付決定後14日以内に提出してください。
10. 助成金交付申請書（舗装）  
私道排水設備設置助成には、舗装工事が含まれません。別途、私道整備助成金の手続きが必要です。  
※この場合の手続き方法や流れについては通常の私道整備助成と同様となりますが、一部提出書類等に省略可能なものもあります。詳しくは区にお問合せください。
12. 工事監督  
工事を監督するのは申請された皆さんです。図面と工事内容が違っていたり、トラブルが起きないように注意して、現場をみてください。
19. 私道の維持管理  
工事完了後の舗装・排水設備は、皆さんの財産となります。日頃からの清掃や点検などを行って大切にお使いください。また、引き続き一般の通行を妨げる行為は行わないでください。